

みんなで支える制度です

介護保険

介護が必要になった人を社会全体で支える仕組みが介護保険制度。40歳になると全国民が加入し、保険料を支払います。この制度によって、介護が必要な人は介護サービスなどを利用することができます。制度改正や保険料などについてお知らせします。

8月からの 制度改正 NEWS

一部の対象世帯で、「高額介護サービス費」の基となる自己負担の上限額が、8月利用分から表1のとおり変更になります。【問】介護保険課給付係 ☎626-7561

自己負担の上限額が変更 ～「高額介護サービス費」～

表1 自己負担の上限額（月額）

7月利用分まで	
対象	上限額
現役並み所得相当の人がいる世帯	世帯 4万4400円
一般世帯（住民税を課税されている人がいる世帯）	世帯 3万7200円
世帯全員が住民税非課税	世帯 2万4600円
・【課税年金収入＋合計所得金額】が80万円以下の人 ・高齢福祉年金を受給している人	個人 1万5000円
生活保護の受給者など	個人 1万5000円

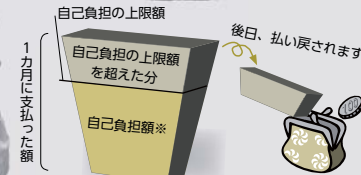
変更なし

8月利用分から	
対象	上限額
住民税を課税されている人がいる世帯	世帯 4万4400円

ただし、次の全てに該当する人は、32年7月まで、年間の上限額が44万6400円に設定されます。
①世帯内にいる65歳以上全員（介護サービスを利用していない人も含む）の介護保険利用者負担割合が1割
②世帯に現役並み所得相当の人がいない

「高額介護サービス費」とは、1か月間に介護サービスを利用して支払った自己負担額が上限額を超えたとき、戻ってくるお金のことです。対象者には年3回、郵送でお知らせするので、忘れずに手続きしましょう。

※自己負担額には、食費や居住費、日常生活費などは含まれません



保険料は忘れずに納付を

本年度の介護保険料通知書の発送は6月30日。保険料を納めないと、自己負担が増えるなど制限を受けることがあります。期限までに必ず納めましょう。【問】介護保険課保険係 ☎626-7581

▶加入者の種類と納付方法

65歳以上の人 （第1号被保険者）の場合

- ①年金天引き
受給中の年金から引かれます。【対象】29年4月1日現在、65歳以上で、年額18万円以上の年金を受給している人
- ②納入通知書（納付書）で納付
金融機関やコンビニなど、納付書に書かれてある窓口で納付してください。
- 【対象】①に該当しない人
※年度途中に65歳になる人や他市町村から転入した人は、年金を受給している場合でもその年度は年金天引きになりません

40～64歳の人 （第2号被保険者）の場合

加入している健康保険の保険者が、健康保険料などと併せて介護保険料を徴収しています。



表2 介護保険料の段階と年額

段階区分	保険料年額
第1段階	3万3300円
第2段階	5万1900円
第3段階	5万5600円
第4段階	6万3000円
第5段階	7万4100円
第6段階	8万8900円
第7段階	9万6300円
第8段階	11万1100円
第9段階	12万5900円
第10段階	14万4500円

▶保険料の減免

災害や失業など特別な理由で保険料の納付が難しくなったときは、減免または猶予を受けられる場合があります。納期限の1週間前までに申請が必要です。

食費・部屋代の負担を軽減

介護保険施設に入所している人や、短期入所（ショートステイ）を利用している人の食費・部屋代は全額自己負担が基本。ただし、所得が一定額以下の人が利用する場合は、負担を軽減するため上限を設定します。必要人には「負担限度額認定証」を発行します。【問】介護保険課給付係 ☎626-7561

▶軽減の対象になる施設やサービス

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護

▶軽減を受けるには申請が必要

申請に必要なもの

- ①印鑑
②本人と配偶者の預貯金通帳の写し（銀行名と支店名、口座名義、申請日から2か月以内の最終残高が分かる部分）※有価証券や投資信託などがある人はそれらを確認できる書類の写し

申請を受け付ける窓口

- ・介護保険課
- ・都南総合支所税務福祉係
- ・玉山総合事務所健康福祉課



「負担限度額認定証」の有効期間は、申請月から翌年（1月以降の申請の場合は同年）7月まで。その後も引き続き認定証が必要な人は、更新手続きをしてください

介護サービスを利用したいとき

日常生活で介護が必要になり、介護サービスを利用するときは、「要介護認定」を受ける必要があります。まずは介護保険課認定係 ☎626-7560 や表3の地域包括支援センター・介護支援センター、市公式ホームページに掲載している指定居宅介護支援事業者などへ気軽に相談ください。

表3 地域包括支援センターと介護支援センター

名称（所在地）	電話番号
盛岡駅西口地域包括支援センター（盛岡駅西通一）	606-3361
浅岸和歌荘地域包括支援センター（浅岸三）	622-1711
松園・緑が丘地域包括支援センター（西松園二）	663-8181
五月園地域包括支援センター（東山二）	613-6161
青山和歌荘地域包括支援センター（南青山町）	648-8622
みたけ・北厨川地域包括支援センター（月が丘三）	648-8834
イーハトーブ地域包括支援センター（本宮一）	636-3720
地域包括支援センター川久保（津志田26）	635-1682
玉山地域包括支援センター（好摩字夏間木）	682-0088
上田介護支援センター（上田一）	604-1335
ケアガーデン高松公園介護支援センター（上田字毛無森）	665-2175
ヴィラ加賀野介護支援センター（加賀野三）	651-5723
城南介護支援センター（神明町）	621-1215
おでんせ介護支援センター（上厨川字横長根）	648-0621
千年苑介護支援センター（上太田穴口）	658-1190
都南あけぼの荘介護支援センター（湯沢4）	639-2528
飯岡介護支援センター（永井14）	605-7077
希望の里介護支援センター（乙部5）	696-4386
秀峰苑介護支援センター（下田字羽根）	683-1526

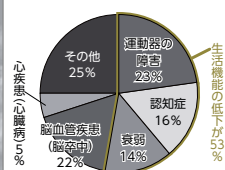
要介護認定調査の個人受託者を募集

自宅を拠点に要介護認定調査業務ができる人を随時募集しています。
【委託内容】要介護認定調査の実施と認定調査票の作成・提出
【委託期間】契約日～来春3月31日
【応募資格】次の全てを満たす人①介護支援専門員証を持っている②居宅介護支援事業所などに所属していない③認定調査の実務経験が2年程度ある④認定調査に必要な交通手段や通信手段がある⑤盛岡広域8市内で月30件程度の調査ができる
【問】介護保険課認定係 ☎626-7560

介護予防で 生き生き楽しく 自分らしい生活を いつまでも

介護が必要になる原因は、転倒による骨折や関節の痛みを含む運動器の障害や衰弱、認知症などによる「生活機能の低下」が約半数を占めます。いつまでも生き生きと自分らしい生活を送るには、生活機能を維持・向上することが大切です。【問】長寿社会課 ☎613-8144

グラフ：介護が必要になった主な原因



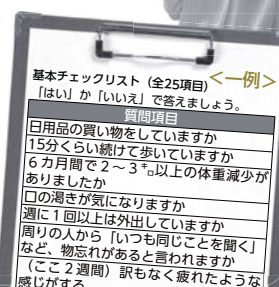
平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）を基に作成

「基本チェックリスト」で生活機能をセルフチェック！

チェックリストを使って、生活機能が衰えていないか定期的に確認しましょう。チェックリストは地域包括支援センターなどで配布しています。



生活機能維持のための三箇条
一、外出や交流をして体力や気力を保つこと
二、家事などの身の回りのことを自分で行う
三、家庭や社会での役割を持つ



認知症には早期のサポートが大切

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気ですが、もし認知症になっても、早期の発見・対応と周囲の適切なサポートにより、生活機能を維持し、住み慣れた地域で暮らし続けていくことができます。まずはかかりつけ医や地域包括支援センターに相談しましょう。

★認知症初期集中支援チームも強い味方

医師や保健師、看護師で構成する「認知症初期集中支援チーム」は、認知症が疑われる人やその家族の強い味方。状況に応じた医療や介護サービスなどの支援を早期に受けられるよう相談を受け付けます。同チームに相談を希望する人は、長寿社会課 ☎613-8144へお問い合わせください。

在宅医療と介護を学ぶ出前講座

在宅医療と介護の知識について学べる出前講座を開催します。
【開催時間】月曜～金曜、13時～17時の概ね1時間程度
【対象】町内会や老人クラブなど、5人以上の団体
【費用】無料
【申し込み】開催希望日の2か月前までに、医療法人協会 チームより ☎681-7653 fax 652-7560 でお申し込みください

在宅医療を実施する医療機関・事業所の一覧を、市医師会のホームページに掲載していますのでご利用ください。【広報ID】1017510

